

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 24 日現在

機関番号：13501

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530949

研究課題名(和文) 戦後新制大学の質の維持・向上システムの再検証 - 改革モデルの選択・理解・受容 -

研究課題名(英文) Reconsideration of Quality Assurance System for Universities in Post-War Japan

研究代表者

日永 龍彦 (Hinaga, Tatsuhiko)

山梨大学・総合研究部・教授

研究者番号：60253374

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円

研究成果の概要(和文)：1940年代の米国では、民間の大学・学校協会よりも州立大学や州政府がアクレディテーションを行なう件数が多く、それが占領側の指導内容に影響していた。これは、戦後改革期の大学設置認可とアクレディテーションの制度を「特殊日本的」と見てきた先行研究の見直しを迫るものである。

また、米軍統治下の琉球では、日本本土で頓挫した大学設置認可や大学管理制度が実現していて、それが琉球の人々の選択の結果であったことを明らかにした。さらに、ランドグラント大学をモデルとする琉球大学では、本土と異なり、家政学の教授陣による普及事業が推進され、米国のカリキュラムがそのまま移入されたことなどを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：U.S. State Universities and State Governments were dominant accreditors for universities and colleges in 1940s. This situation had an influence on advices by the CI&E officers about chartering and accrediting system in occupied Japan. Prior studies considered the chartering and accrediting system at that time as different from U.S. and as unique. But we found a lot of states that had the system similar to the Japanese after the war.

On the other hand, the Ryukyus were under the rule of U.S. military government. But we found that people in Ryukyus chose the chartering and governing systems for universities and colleges. These were abandoned in occupied Japan. We also verified that the University of Ryukyus, modeled after land-grant colleges in the U.S., adopted the home economics curriculum just as it was in the U.S. and promoted the extension works by faculties. That was the great difference between main land Japan and the Ryukyus.

研究分野：教育学

キーワード：大学自治 戦後大学改革 琉球 家政学教育 普及事業

1. 研究開始当初の背景

これまで、戦後大学改革期の新制度構想に関わる研究は海後宗臣・寺崎昌男『大学教育』(1969)をはじめ、田中征男(1995)、羽田貴史(1999)、土持ゲーリー法一(1996)同(2006)など数多く行なわれてきた。そこでは、日本側関係者に対するCI&E(連合国軍総司令部・中央情報教育局)担当官の協力、助言・指導によって、様々な領域において戦後の大学改革が進められてきたことが示されていた。しかし、CI&Eの各スタッフが担当した指導領域は、彼らは必ずしもその分野の専門家ではなかったこと、必要に応じてアメリカの状況を調査研究しつつ指導をしていた実態があったことについては、連携研究者である石渡による同時期の家政学部の設置構想の研究(後掲研究業績4(2003)、5(2001))、および研究代表者(日永)の科研費補助金による研究(基盤(C)、2009~2011年度)を通じて指摘した以外ほとんど注目されていない。実際には本国の専門家の助言も受けつつ、担当官自ら調査研究を進めていく過程で複数の事例から指導するためのモデルを何らかの意図を持って選択することが行なわれていたのである。ただ石渡も日永も、その具体的な選択の過程や背景まで明らかにするにはいたっていなかった。また、それぞれのモデルの意味を我々が理解する上で、当時のアメリカにおけるそのモデルの具体的なありようを理解しておく必要があるが、先行研究はこの点を見落としている場合もある。たとえば、大学の質の維持・向上のためのしくみであるアクレディテーションについては、先行研究のほとんどが今日的な意味から当時の資料を理解しようとしたためか、戦後制度化された大学の設置認可プロセスへの民間団体である大学基準協会の関与を「特殊日本的な形態」と見なしてきた。しかし、研究代表者は、1940年に刊行されたアメリカ連邦教育省の調査報告書、「Collegiate Accreditation by Agencies Within States」をもとに、州政府レベルで「特殊日本的な形態」に酷似したアクレディテーション活動が行なわれていた可能性を仮説的に指摘した(後掲研究業績8(2008))。今回申請するこの研究計画においては、上記仮説の検証も重要な柱の一つであった。

これらの作業と並行して、本研究においては、近年諸資・史料の探索・整理が進められてきた米国統治下の沖縄における大学の設立やその質の維持・向上を図るための諸制度の形成過程について、上記占領下の諸状況との異同や相互連携の状況の検証を本研究計画のもう1つの重要な柱とした。すでに、琉球大学の年史編纂事業において類似の作業が始められているが、占領下と直接統治下の異同や相互の連携についての解明はまだ手がつけられていない領域であった。

2. 研究の目的

戦後の大学制度形成過程において、CI&Eはアメリカのモデルを提示して指導を行なった。本研究は、大学の質の維持・向上のための制度のモデルについてCI&Eによる選択・伝達の過程とその理由・背景、及び日本側による受容過程の明確化を目的とする。その際、(1)新制大学設置に際し設定された諸基準とその適用、(2)個別大学の管理運営の基本的枠組みの作成、のモデルとなった具体的な事例に着目する。さらに、直接統治下の沖縄との比較を通じて、統治形態の相違が、両地域の大学改革構想に与えた影響の有無を明らかにする。

(1)新制大学の設置に関わって設定された諸基準とその適用については、先行研究において「特殊日本的な形態」とされた民間の大学団体による設置認可という行政行為への関与を認められた戦後の大学設置認可制度とアクレディテーションのしくみを取りあげ、そのモデルとなった事例の有無と、その事例のアメリカ国内における一般性あるいは特殊性を検証する。同時に、沖縄における大学設置認可制度の形成過程とその運用状況を明らかにし、占領下の日本本土との異同や相互の連携の有無についても検証を進める。また、新制大学においてはじめて学部として独立した分野を取り上げ、そこでの教育基準策定モデルの選定過程と日本側の受け入れ過程を検討し、戦後の学部教育の質の維持・向上に学部ごとの教育基準が果たした役割を明らかにする。

(2)個別大学の管理運営等の基本的枠組みについては、「琉球大学設置法(案)」「琉球大学大学管理法(案)」などの諸法案、およびミシガン州立大学顧問団による琉球大学の管理運営等の基本的枠組みづくりに関する諸支援の内容を明らかにし、大学管理法、国立大学設置法、私立学校法など、占領下の日本本土で立案あるいは実現された諸施策との異同や相互の連携の有無について検証する。

3. 研究の方法

(1) 2012年度

国内調査(沖縄県公文書館・琉球大学図書館)では、琉球政府中央教育委員会の審議資料・議事録、ランドグラント大学のモデルを提示したミシガン州立大学顧問団の関連資料を収集・整理した。

米国調査では、同国連邦議会図書館ならびに国立公文書館を訪問した。議会図書館では、主に1950年代までの同国のアクレディテーションに関する政府報告書を収集し、公文書館ではUSCAR(米国民政府)関連資料の予備調査を行なった。

収集した資料を分析・検討するために、研究代表者及び連携研究者2名で検討会を行なった。

(2) 2013年度

米国統治下の琉球における大学設置認可

制度の形成過程と琉球大学家政学部に置く
ミシガン州立大学の影響を示す諸資料の
収集・整理に重点をおいて研究活動を行な
った。琉球大学図書館においては、開学から本
土復帰までの間の学生便覧や学部紀要、当時
の教員の回顧録その他関連書籍を収集した。
沖縄県議会図書室では、教育四法（教育基本
法、学校教育法、教育委員会法、社会教育法）
に関する立法院議事録を収集した。沖縄県公
文書館では、中央教育委員会議事録（学校教
育法・教育委員会法案関連、私立大学設置認
可関連）、USCAR 文書（大学設置認可制度・教
育四法関連、ミシガン州立大学顧問団関連）、
ミシガン州立大学顧問団文書（ランドグラン
と大学として琉球大学を設立する際の基本
要件や家政学カリキュラム構築関連）を収集
した。また、昨年度同様、研究代表者及び連
携研究者で検討会を行なった。

(3) 2014 年度

米国調査において、CI&E 関係者に対するイ
ンタビュー記録と在ハワイ沖縄系移民によ
る琉球大学設立時の支援に関する資料を収
集するとともに、沖縄県公文書館では私立学
校法案審議資料・琉球政府-米国民政府往復
文書を、琉球大学図書館では琉球政府文教局
関係者の自伝を中心に収集した。

これまでに収集した資料をもとに、日本教
育学会第 7 3 回大会において「米国統治下の
琉球における教育改革モデルの選択・理解・
受容」というテーマでラウンドテーブルを企
画し、研究代表者及び連携研究者 2 名が研究
分担にしたがって整理した研究成果につい
て口頭報告を行なった。

4. 研究成果

(1) 米国調査で収集した、1917 年以降定期的
に刊行されていたアクレディテーション認
定大学のリストの収集・分析が、戦後改革期
前後の同国におけるアクレディテーション
の実態解明につながった。当時は、今日的な
アクレディテーションの認定主体である民
間の大学・学校協会よりも、州立大学や州政
府が認定を行なう件数が圧倒的に多く、必ず
しもアクレディテーションの専門家ではな
い CI&E 関係者が日本側に指導・助言を行
なう際、そのような現状認識が少なからず影
響を与えているものと考えられた。これは、戦
後改革期に導入された大学の設置認可とア
クレディテーションの仕組みを「特殊日本
的」と見なしてきた先行研究による解釈の見
直しを迫るものである。

(2) 日本本土においては 1947 年の学校教育
法の成立により、設置認可基準の設定権限は
文部大臣、設置認可権限は大学設置委員会に
諮問した上で監督庁がもつ（監督庁について
は明文規定なし）こととなった。そして学校
教育法上で監督庁を「当分の間」文部大臣と
するという読み替えが「されないまま」、文
部大臣が大学の設置認可を行なうことにな
った。しかし、CI&E 側ではこのしくみを「仮

の計画（tentative plan）」と見なしており、
その前後における「地方教育行政に関する法
律案」や「教育委員会法案」の策定過程では、
公・私立の高等教育機関の設置認可権を地方
に委譲することや、国立大学を地方委譲して
（公立大学として）教育委員会が所管するこ
とが検討された。

他方琉球では、1958 年に成立する教育四法
の成立過程を検討することで、戦後日本本土
で頓挫した大学の設置認可や大学管理に関
する制度が当時の琉球では実現しているこ
と、それが米国側からの影響もさることな
がら、琉球の人々の選択の結果であったこと
を明らかにした。

同時に、琉球政府の中央教育委員会の審議
資料・議事録から短期大学が初めて設置さ
れている経緯を把握することができた。短期大
学設置基準案と短期大学設置認可申請が同
日の委員会に上程されているなど、短期大学
開設に制度構築が間に合っていない実態も
明らかになった。

(3) 沖縄初の高等教育機関となる琉球大学が、
地域のニーズに応える「実用的な分野」を重
視し、地域社会や大衆に開かれた高等教育を
目指すランドグラント大学をモデルとして
設立された。そのため同大学では、農学およ
び家政学の教授陣による地域の生活改善、普
及事業が推進されており、その実態を家政学
に焦点をあてて明らかにした。また、琉球大
学においては、日本本土の大学における家政
学カリキュラムと異なり、米国における家政
学カリキュラムがそのまま移入されている
こと、なども明らかにした。

(4) 先行研究では、初等・中等学校での管理
運営モデルの受容プロセスである 1950 年春
に日本本土で行なわれた IFEL(the Institute
for Educational Leadership: 教育指導者講
習会)に、当時の琉球からの参加はなかったと
見なされている。しかし、今回の資料調査を
通じて、沖縄民政府社会部（この時期、文教
部は機構改革で社会部と称していた）が代表
6 名を参加させており、7 月に帰島した参加
者による報告会が開かれていることが明ら
かになった。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者に
は下線）

〔雑誌論文〕(計 5 件)

日永龍彦「戦後大学改革に影響を与えた
米国のアクレディテーションの実態-
1940 年前後の動向に焦点をあてて-」(大
学評価学会年報第 11 号)、pp.121-141、
2015 年 7 月刊予定 (2015 年 2 月 15 日受
理 査読あり)

日永龍彦「高等教育における独立性の変
容とその課題」日本教育経営学会『教育
経営の独立性を問う』(日本教育経営学
会年報第 57 号)、pp.40-50、2015 年 6

月(依頼原稿)
日永龍彦「大学評価政策の展開と大学の自治」日本教育行政学会『大学自治とミッションの再定義』(日本教育行政学会年報第40号), pp.17-35, 2014年10月(依頼原稿)

石渡尊子「戦後沖縄における家政学教育の出發 琉球大学創設期のカリキュラムに着目して」日本家政学会家政学原論部会『家政学原論研究』47号, pp.39-49, 2013年8月(査読あり)

日永龍彦「大学評価の制度化の過程と最近の動向」全国大学高専教職員組合『全大教時報』第37巻第3号, pp.1-20, 2013年8月(査読なし)

〔学会発表〕(計5件)

日永龍彦「教育四法(教育基本法・学校教育法・社会教育法・教育委員会法)の成立過程-大学設置認可制度の形成過程に焦点をあてて」(日本教育学会第73回大会ラウンドテーブル「米国統治下の琉球における教育改革モデルの選択・理解・受容」, 2014年8月22日、福岡市)

石渡尊子「ランド・グラント大学モデルの受容-琉球大学創設期の家政学教育を焦点に」(日本教育学会第73回大会ラウンドテーブル「米国統治下の琉球における教育改革モデルの選択・理解・受容」, 2014年8月22日、福岡市)

照屋翔大「初等・中等学校での管理運営モデルの受容」(日本教育学会第73回大会ラウンドテーブル「米国統治下の琉球における教育改革モデルの選択・理解・受容」, 2014年8月22日、福岡市)

日永龍彦「CI&E担当官による大学のアクレディテーション理解 - 1940年前後の米国におけるその実態に焦点をあてて」(大学評価学会第10回大会自由研究発表, 2013年3月9日、京都市)

日永龍彦「米国統治下の沖縄における大学設置認可制度の形成過程」(大学評価学会第11回大会自由研究発表, 2014年3月1日、甲府市)

〔図書〕(計 件) 該当なし

〔産業財産権〕 該当なし
出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：

発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等
上記研究成果については、山梨大学研究者総覧に掲載されている。URL は以下の通り。
http://erdb.yamanashi.ac.jp/rdb/A_DisplayInfo.Scholar/13/4485AA969452B73A.html

6. 研究組織

(1)研究代表者
日永 龍彦(HINAGA, Tatsuhiko)
山梨大学・総合研究部・教授
研究者番号：60253374

(2)研究分担者 該当なし
()

研究者番号：

(3)連携研究者
石渡 尊子(ISHIWATA, Takako)
桜美林大学・心理・教育学系・准教授
研究者番号：40439055

照屋 翔大(TERUYA, Shota)
愛知東邦大学・人間学部・助教
研究者番号：90595737